

企業局

て、通産省工業技術院地質調査所が調査に着手しているが、企業局としてもこれと協同研究し、地熱利用による発電ならびに総合的な地域開発を目的とする調査を進めている。

(二) 工業用地造成事業

この事業は、県内適地に工業用地を造成して工場誘致を促進し、県産業の発展と県民の福祉の増進をはかることを目的として、昭和四一年三月一五日より発足したもので、八代市大島南地区に六万九、〇〇〇平方尺の面積を工業用地に造成し、石油配分基地として石油連盟各社に売却の目的で近く各社との間に協定書の締結の運びとなっている。

(三) 阿蘇山観光有料道路事業

国際観光ルートの一環である阿蘇を訪れる観光客は年々増加し、特に九州横断道路の開通により別府―阿蘇―熊本―雲仙を結ぶ観光ルートの利用観光客は激増し、阿蘇山と熊本を結ぶ最短コースの整備と登山の新しい建設が要望されている。そこで、これらのことを解決するため湯の谷、山上の道路を改良舗装して有料道路とし、昭和四〇年四月一日地方公営企業法を適用し業務を開始してきたが、その利用状況は目標に対し九一％に達している。なお天草架橋の完成観光施設の整備にともない将来ますます利用度が高まると思われる。

従来発電事業並びに阿蘇山観光有料道路事業を営んできたが、本年三月十五日からさらに工業用地造成事業を加えることになった。

(一) 発電事業

昭和二九年に藤本発電所、昭和三五年に市房第一、第二発電所を建設し、地方公営企業として健全な実績を積み重ねているが、さらに次のような発電計画を進めている。

(イ) 緑川水系発電事業計画

建設省では、現在、砥用町花定野地点に洪水調節、かんがい用水の補給、上水道供給及び発電を目的とした特定多目的ダムの建設事業を実施中である。このダムを利用した発電事業は県営で実施することとし、昭和四二年度着工、昭和四五年三月完成するよう事業計画を進めている。

(ロ) 水川水系発電計画

土木部において、昭和四〇年度以降、泉村地区内に和小路ダムの実地調査が行なわれているので企業局としてもこれと併行して調査を進めており、昭和四一年度には発電規模を決定したいと考えている。

(ハ) 地熱発電事業計画

阿蘇郡小国町岳の湯地区におい

●暴力犯罪の絶滅

暴力団犯罪の検挙と防犯活動の推進

◎交通事故の防止

事故に直結する取締り、交通安全教育および交通規制の推進

◎少年非行の防止

非行少年の補導と有害環境の浄化

警務部

1. 警察職員の資質の向上
2. 警察職員の士気の高揚
3. 警察力の充実とその効率的運用
4. 広報活動の推進

刑事部

1. 暴力犯罪の予防と検挙
2. 非行少年の補導と環境浄化の徹底
3. 既届盗犯の検挙高揚
4. 凶悪事件捜査の徹底
5. 重要知能犯事件の検挙
6. 鑑識技術の向上と現場鑑識の徹底
7. 一般防犯活動の効率推進

警備部

1. 外部警察活動の充実強化
2. 適正な警備事案の処理と警備体制の強化。

交通部

1. 交通事故に直結する違反取締りの強化
2. 交通安全運動の推進
3. 適正な交通規制
4. 交通捜査体制の強化
5. 運転免許行政の適正能率化

然として高く、その態様も低年齢化、集約化、凶悪化の傾向をさらに強めている。また、犯不良行為少年の増加が顕著である。

一方暴力犯罪は、県民の期待にこたえる視察取締りの強化により、表面的には鳴りをひそめているが、いまなお根強い潜在勢力を保持し、その根絶には、なお一層の努力を要する現状である。

さらに交通事故のすう勢は、死亡事故こそほぼ一昨年来に抑制できたとはいえ、事故件数は依然として増加の一途を示しており飲酒、無免許、スピード違反等、悪質な交通違反がそのあとを断たない。

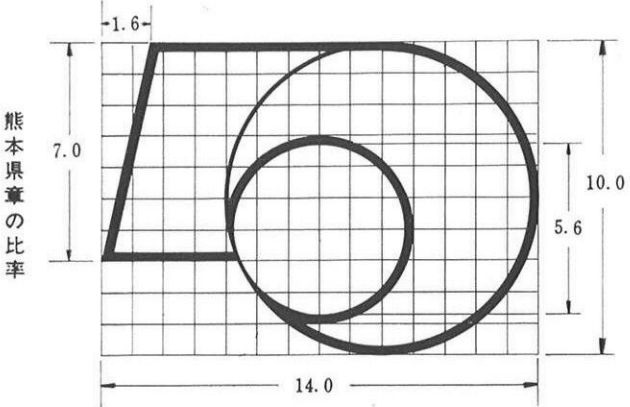
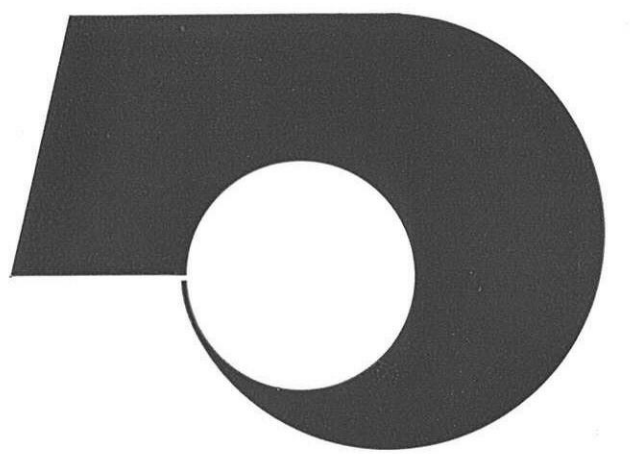
以上のような最近の治安状況にかんがみ昭和四〇年に引続いて、暴力団犯罪の検挙と防犯活動の推進により暴力犯罪の絶滅をはかること。

事故に直結した取締り、交通安全教育および交通規制の推進により、交通事故の防止をはかること。

非行少年の補導と、有害環境の浄化により、少年非行の防止をはかること
の三点を踏襲して行くとともに次の重点目標を達成するため、およびこれに関連して警察事務全般にわたり各部門別に重点事項および実施項目を定め、全職員が日常の業務に結びつけて推進して、その成果をあげるよう努力している。

重点目標

県章がきまりました



熊本県章の比率

広く全国に公募した、県章（熊本県のマーク）は、総応募作品二、一四三三点のなかから慎重に選ばれて、ここに掲載した荒尾市の木村義夫さんの作品に決定しました。

くまもとの「ク」が円をとりまいていて、さん新な形で、発展を思わせる動きと、力強さがあり、伸び行く熊本県のシンボルとして、本当にふさわしいものと思われまます。

熊本県では、早速、県章として告示するとともに、県旗や、県の印刷物などに利用する計画をたて、県民の皆さんに親しんで頂くことにしています。